

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・長崎県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止の撤回	漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第116号の2

30キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量について、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める当該くろまぐろに係る県北海区の知事管理量を超過しているため長崎県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年長崎県規則第41号）第2条第2号の規定により告示したが、同海区の知事管理量が増加したことに伴い同号に該当しなくなったため、長崎県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止（令和2年長崎県告示第96号の2）を撤回する。

令和2年2月21日

長崎県知事 中村 法道

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所